

令和4年加美町議会第3回定例会会議録第4号

令和4年9月16日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保健福祉課長	森田和紀君
子育て支援室長	鎌田征君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
小野田支所長	内海茂君
宮崎支所長	嶋津寿則君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	鎌田稔君
教育総務課参事兼長補佐	伊藤一衛君
生涯学習課長	浅野善彦君
農業委員会会長	板垣文一君
農業委員会事務局長	庄司一彦君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局 長	猪股良幸君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主 事	鈴木智史君

議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3号 令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4号 令和3年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5号 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

について

- 第 7 認定第 6 号 令和 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 9 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 10 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 11 号 令和 3 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 報告第 15 号 令和 3 年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について
- 第 14 委発第 1 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書について
- 第 15 委発第 2 号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について
- 第 16 委発第 3 号 生産資材価格高騰対策等に関する意見書について
- 第 17 議員派遣の件について
- 第 18 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 18 まで

午前11時20分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番佐々木弘毅君、3番柳川文俊君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第2号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第3号 令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 令和3年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第5号 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第6号 令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第7号 令和3年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第8号 令和3年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第9号 令和3年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第10号 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第11号 令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定につ

いて

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。

日程第2、認定第1号令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、認定第11号令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件はいずれも令和3年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

この認定第1号から認定第11号までは、令和3年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長木村哲夫君、ご登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 木村哲夫君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（木村哲夫君） それでは、委員長報告を申し上げます。

令和3年度決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

認定第1号令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号令和3年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号令和3年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号令和3年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

なお、令和3年度決算審査を終了し、本委員会にて要望及び意見がありましたので、ご報告いたします。

町の財政状況においては、普通会計の単年度収支は2年連続黒字となり、実質単年度収支においても、7年ぶりの黒字となりました。しかしながら、黒字となった要因は、コロナ感染症拡大防止による行事やイベントの中止に伴う支出の減と普通交付税の追加交付など収入の増によるものであり、決して楽観はできない状況にあります。

財政の硬直化を是正するため、令和3年度を行財政改革集中期間の初年度と位置づけ取り組みましたが、進捗状況に関する質問に対して、執行部からは、令和5年度当初予算要求に向け調査を行い整理するとの回答がありました。行財政改革は、加美町の将来がかかった重要な取組のため、執行部においては、調査、整理が終わり次第、議会と町民に対して進捗状況などを報告するよう要望いたします。

また、決算の内容と直接関係はありませんが、決算審査資料である主要施策の成果に関する説明書において、文言の誤りや二重記載、不適切な表記などがあり、審査に影響が生じました。所属長におかれましては、議会へ提案したものと同一ものを用い、責任を持って最終的な確認をするとともに、内容に誤りがあった場合には、速やかに正誤表を提出し、報告するよう要望いたします。

最後に、これも決算とは関係ありませんが、答弁の際に「加美町」を「かみちょう」と言っている職員がおり、大変気になりました。単なる言い間違いだと思いますが、職員として恥ずかしいことなので、改めて新規採用職員や会計年度任用職員の方に正しい読み方をするよう指導していただきたいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（早坂忠幸君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っております。

で、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 令和3年度加美町一般会計決算並びに国民健康保険事業ほか8つの特別会計決算、水道事業会計決算について、賛成の立場から討論を行います。

令和3年3月に執行された議会議員選挙から程なく新年度が始まりましたが、令和3年度事業並びに予算の執行について、新人の立場・視点から、町政全般にわたり進捗状況等を見守ってまいりました。

過去に類例を見ないコロナウイルスによる感染症が蔓延する中、決算審査特別委員会に付託された各種決算について審査しましたが、このうち住民生活に直結した一般会計決算について私の見解を述べたいと思います。

まず歳入について、令和3年度の歳入総額は、前年度を12億円余下回る155億2,652万5,000円となりました。主なものを挙げますと、本町の主要財源の一つである町税のうち、町民税、固定資産税は、コロナ禍の中、前年度並みの23億円を確保、地方交付税は、合併後の算定替えによるマイナス要因があるものの、人口減少による激変緩和措置や令和3年度において国の税収が過去最高を更新したことを受け、令和2年度より2億円多い59億7,000万円の交付となりました。

新型コロナ感染症対策については、地方創生臨時交付金を含む国庫補助金等12億円を上回る財源が充てられたこと、またふるさと納税は、前年度より4,736万円増の1億3,932万円で、企業版ふるさと納税1,850万円を合わせると1億5,782万円の寄附が寄せられたこと、さらに一般家庭の貯金に当たる財政調整基金については、積み増しした結果、県内では最上位にある本町の標準財政規模に照らし合わせ、適正規模の目安とされる20%相当額を超える18億8,500万円が令和3年度末残高となっており、令和2年度末より1億2,000万円増えております。

自主財源の確保が大きな課題となる中、町税の収納、徴収率については、職員の努力により県内ではトップクラスにあり、また用途が広く自治体の裁量に委ねられている地方創生臨時交付金は、職員のアイデア、創意工夫等により、これまで積み残しされてきた各種事業にも充て

られ、整備されたことは、一般財源の節減等にもつながり、総じて評価に値するものであります。

一般会計歳出総額は、令和2年度より15億6,000万円少ない145億6,171万円となりましたが、町民1人当たりで換算すると66万2,000円となります。このうち、感染拡大防止策並びに経済活動対策に支出された主なものは次のとおりであります。

集団接種医療機関での個別接種への委託料ほか、接種券発行業務、予約受付業務等に2億1,400万円、地域経済回復のためのプレミアム商品券発行に1,198万8,000円、時短営業等の要請に全面的に協力した延べ74の事業者への拡大防止協力金1億9,554万円、米価下落により10アール当たり2,000円を助成する農業者への経営支援金5,855万6,000円、中学3年生の受験生等に原油価格高騰対策として灯油代購入助成2,039万円、サテライトオフィス開設支援事業に3,240万円、住民税非課税世帯1,701世帯へ1世帯当たり10万円を支援する給付金事業に1億7,010万円、18歳以下の子育て世帯へ子ども1人当たり10万円を一括給付する臨時特例給付金等に2億9,700万円、児童生徒1人1台のタブレット端末を活用した学習を支援するための経費に6,185万6,000円、このほか移住・定住促進関連事業として6,671万5,000円、返済を要しない給付型の若い奨学金事業に228万円、加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金3億4,531万2,000円、公共施設37施設の指定管理料3億5,937万円など、主な事業を列挙しましたが、議会費においては、行政視察費の一部300万円余をコロナ感染症対策の財源に充てていただくよう減額の申入れを行い、活用されたことを付記します。

令和3年度一般会計決算においては、全ての支出を了とするものではありませんが、この1年間、コロナ禍において各種事業に取り組んできた成果として、一般会計決算における実質単年度収支は1億3,400万円の黒字に転じ、主要な財政指標である財政力指数、経常収支比率、公債費比率等についても、改善の方向にあり、積極的な財政運営が数値に表れたものと思料されます。

出生率の低下等により人口減少が続く中、町外などから子育て世代を誘導する住ま居る（スマイル）住宅取得等補助金や若い世代をターゲットにした各種支援策により、移住・定住者が増加傾向にあることは、誠に喜ばしい限りであります。さらに、18歳以下の子育て世帯へ1人10万円を給付した支援策については、所得制限により対象から外れた世帯についても、町単独事業として一括で県内トップを切って支給されたことは、町の子育て支援に対する力の入れようが半端でなく、有効に活かされたものと受け止めております。

国においては、来年度、こども政策の司令塔となるこども家庭庁が設置されます。分散され

ていたこども政策が一元化されるもので、今後町にどのような影響があるか分かりませんが、体制強化を含め、本町の重要政策の一つである子育て支援策がさらに充実することを期待するものであります。

最後に、コロナウイルスによる感染症が発生してから今日まで危険を顧みずワクチン接種等に当たられている医療従事者、関係者の方々、そして職員の皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

以上、令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算ほか8つの特別会計決算及び水道事業会計決算について、賛成の立場から討論しましたが、言葉足らずの点をご容赦いただきますとともに、議員各位の賛同を切にお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。なお、13番伊藤信行君におかれましては、挙手にて賛否を表明していただきます。よろしく申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました認定第1号令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第1号令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなし

ます。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第2号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第3号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号令和3年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第4号令和3年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第5号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第6号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号令和3年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第7号令和3年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第8号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号令和3年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第9号令和3年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第10号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。なお、賛否を表明しない方は反対とみなします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 全員起立であります。よって、認定第11号令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第13 報告第15号 令和3年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、報告第15号令和3年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第15号令和3年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、4つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率についてご説明いたします。

実質赤字比率は普通会計の赤字の割合を表し、連結実質赤字比率は特別会計を含めた全会計の赤字の割合を表すもので、この2つの財政指標につきましては、令和3年度において、全ての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率についてですが、これは、加美町が負担する公債費等が財政規模に対してどれぐらいの割合かを表し、令和元年度から令和3年度まで3年間の平均値を実質公債費比率としているものです。令和3年度の実質公債費比率は、令和2年度の8.1%から0.6ポイント減少し、7.5%となっております。

次に、将来負担比率についてですが、これは、公債費や債務保証など加美町が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に対しどれぐらいの割合かを表したものです。令和3年度の将来負担比率は31.1%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。これは、令和2年度の41.0%に対し、9.9ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、水道事業会計のいずれの会計においても黒字であったため、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、全ての数値において健全化の範囲内にありますことをご報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員の小山でございます。よろしくお願いいたします。

それではご報告させていただきます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されました令和3年度加美町財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について審査を行い、その結果につきましては、令和4年8月30日、町長へ審査意見書を提出いたしました。

初めに、令和3年度財政健全化審査意見書について申し上げます。

1ページをお開き願います。

審査の結果は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、令和3年度の決算が黒字であることから、いずれも該当はいたしません。実質公債費比率7.5%、将来負担比率31.1%と、いずれも早期健全化より下回っております。

是正改善を要する事項については、実質公債費比率が前年度より0.6%減少しており、早期健全化基準はもとより、地方債許可団体基準を下回り、財政の健全化が図られているものと判断されますが、今後も地方債の発行抑制に努め、財政状況の改善に取り組まれるよう望むもの

であります。

次に、令和3年度水道事業会計、同じく下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計における経営健全化審査意見書について申し上げます。

いずれの会計におきましても、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率につきましては、令和3年度における資金剰余金が、水道事業会計では7億2,905万9,000円、下水道事業特別会計では1,704万3000円、浄化槽事業特別会計では573万3,000円がそれぞれございますので、資金不足比率には該当いたしません。よって、特に指摘すべき是正改善を要する事項はございませんでした。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第15号令和3年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終わります。

日程第14 委発第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、委発第1号森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（内海 茂君） それでは、意見書を朗読させていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書

我が国の国土の3分の2を占める森林は、温室効果ガスの吸収や水源涵養、災害防止等の公益的機能を有し、その維持増進を図るため、平成31年4月、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

令和6年度より課税される森林環境税に先立ち、令和元年度より森林環境譲与税が市町村及び都道府県に譲与されており、その用途について、市町村においては、間伐などの森林整備、人材の育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないとされている。

森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界

未確定の存在や担い手の不足等が大きな問題となっている。また、近年の異常気象による豪雨によって、大規模な土砂崩れや洪水、浸水といった、都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした問題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが急務である。

しかしながら、森林環境譲与税の譲与基準は、森林環境譲与税総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業就業者数、10分の3を人口で按分することとされているため、人口が集中する都市部への配分が多くなり、多くの森林を有し整備を必要とする小規模市町村への配分が少なくなっている。都市部への配分で木材利用の需要を拡大することも必要ではあるが、まずは森林の多い自治体の財源を保障し、森林整備や人材育成、担い手確保の促進を優先すべきと考える。

よって、国においては、森林環境譲与税が、私有林人工林面積が大きく森林整備が必要な自治体により多く配分されるよう、譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

宮城県加美町議会議長 早坂忠幸

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣 あて

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 本件について、趣旨説明を求めます。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書について提案理由を説明申し上げます。

森林は、温室効果ガスの吸収、水源涵養、災害防止等の公益的機能を持ち、国土の保全や国民の安全のために大きく役立っております。その森林の持つ機能の維持増進を図るため、市町村は、譲与基準に基づいて配分された森林環境譲与税を用いて、間伐などの森林整備や、そのための人材育成などに取り組むとされております。

しかしながら、譲与基準は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業就業者数、

10分の3を人口で案分することとされているため、人口が集中する都市部への配分が多く、小規模市町村への配分が少ないという現状にあります。

よって多くの森林を有し、森林整備を必要とする小規模自治体に森林環境譲与税がより多く配分されるよう、譲与基準の見直しについて国会及び関係行政庁に対し意見を提出するものがあります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第1号森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、委発第1号森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第15 委発第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、委発第2号水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（内海 茂君） それでは、意見書を朗読させていただきます。

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

国は水田活用の直接支払交付金について、交付対象農地の厳格化や戦略作物助成の単価変更を行う見直しを行った。

これまで国による転作推進に協力してきた農家においては、この交付金を活用して地域の特色や気候に合った作物を生産し、食料の安定供給、農地保全、農村集落の維持に貢献してきた。

そのような中で、今般の急激な見直しは、生産者の中長期的な営農計画への影響に加え、農業経営の圧迫、生産意欲の減退、離農者の増加とそれに伴う耕作放棄地の増加など、地域農業に混乱を生じさせることが懸念される。

特に、今後5年間に一度も水張りが行われない農地を交付対象水田としないことについては、再度水を張る際の水路改修やポンプ整備などに多額の費用を要することや、麦や大豆、ねぎなどの転換作物の高品質な生産には排水対策が非常に重要であり、水張りを行うことは到底考えられないことから、現行のルールを改正することが必要と考える。

よって、国においては、今回の見直しが地域農業に与える影響を認識し、現場の実態や課題を十分検証するとともに、主食用米の需給安定のみならず、食料自給率の向上、農業者の安定経営の維持、多面的機能を有する農地の保全という観点にも重点を置き、効果的に制度を運用することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

宮城県加美町議会議長 早坂忠幸

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣 あて

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 本件について、趣旨説明を求めます。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について提案理由を申し上げます。

今般、水田活用の直接支払交付金制度が見直されました。その内容は、令和4年度以降、5年間に一度も水張りが行われない農地を交付対象から外すことなど、現場の実態とかけ離れたものとなっております。

このような見直しは、農業経営の圧迫、生産意欲の減退、離農者及び耕作放棄地の増加などを引き起こし、地域農業に混乱を生じさせるおそれがあります。

よって、今回の見直しが地域農業に与える影響を認識し、現場の実態や課題を十分検証した

上で、農業者の安定経営の維持や農地保全などの観点にも重点を置き、効果的に制度を運用するよう国会及び関係行政庁に対して意見を提出するものであります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第2号水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、委発第2号水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第16 委発第3号 生産資材価格高騰対策等に関する意見書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、委発第3号生産資材価格高騰対策等に関する意見書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（内海 茂君） それでは、意見書を朗読させていただきます。

生産資材価格高騰対策等に関する意見書

近年の肥料・飼料・燃油等の生産資材価格の高騰等により、農業の生産現場では多くの生産者が厳しい経営状況に苦しんでいる。特に、今後見込まれている秋以降の肥料価格水準の高騰は、生産者の経営努力で克服できる限界を超え、ウクライナ情勢等が加わったことで、そのリスクはさらに深刻化・長期化する懸念がある。

このままでは、農家経営が存続の危機に陥り、農作物の生産基盤及び食料の安定供給に支障をきたすおそれがある。さらに、将来を見据えた食料安全保障の観点からも、生産資材価格高騰に対する支援が急務であると考えます。

よって、国においては、生産現場が置かれているこの厳しい状況を直視し、地域農業の維

持・発展のために、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 食料安全保障の強化の観点から、生産資材全般の安定供給の確保と価格の安定化に向けて、備蓄も組み合わせた供給体制を確立するとともに、万全な予算を確保すること。

特に、創設に向けて現在検討している肥料高騰対策については、急激な価格高騰に対応できる十分な予算規模とし、また、多くの生産者が使いやすい事業とすること。

2. 国産農産物の適切な価格形成の実現に向け、国民の理解醸成に強く働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

宮城県加美町議会議長 早坂忠幸

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣 あて

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 本件について、趣旨説明を求めます。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、生産資材価格高騰対策等に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

近年の肥料、飼料、燃料等の生産資材価格の高騰により、多くの農業生産者の経営が厳しい状況に陥っています。これにはウクライナ情勢も大きく影響し、価格高騰は今後もさらに深刻化・長期化するおそれがあります。このままでは農家経営が存続の危機に陥り、農産物の生産基盤及び食料の安定供給に支障を来すことから、生産資材価格と高騰に対する支援を早急に講じるよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出するものであります。

以上提案の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより委発第3号生産資材価格高騰対策等に関する意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、委発第3号生産資材価格高騰対策等に関する意見書については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第17 議員派遣の件について

- 議長（早坂忠幸君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について、資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続調査について

- 議長（早坂忠幸君） 日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長味上庄一郎君より、行財政改革の進捗状況と政策課題について、安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について、教育民生常任委員会委員長一條 寛君より、切れ目のない教育及び生涯学習の環境整備について、共生社会の実現に向けた保健・医療及び福祉体制の充実について、産業経済常任委員会委員長木村哲夫君より、町民の暮らしが豊かになる産業の振興について、議会広報常任委員会委員長味上庄一郎君より、議会だよりの編集に関する事項について、議会運営委員会委員長高橋聡輔君より、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より、放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より、鳴瀬川ダム建設に関する事項について、以上7委員会からの閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は9月22日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、令和4年度加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時12分 閉会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月16日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 佐々木弘毅

署名議員 柳川文俊